

赤磐市環境美化条例の一部を改正する条例（案）に関するパブリックコメント（市民意見募集）の結果

○募集期間 令和5年1月27日（金）～令和5年2月27日（月）午後5時15分まで

○意見提出者 3名（6件）

お寄せいただいたご意見の要旨について、本市の考え方をまとめました。なお、ご意見は趣旨を踏まえ要約しております。

No	該当箇所	いただいたご意見	市の考え方（回答）
1	第1条	<p>昨今「環境美化」という大義名分で行き過ぎた清掃活動が行われるケースが多々あるように思います。（例えば誰の許可も得ることなく告知もしないで除草剤のような農薬を至る所に撒く等。）</p> <p>景観的な見栄えを良くするために薬剤で土壌を汚染することで、延いては人間の体まで汚染されるようなことになっては本末転倒です。</p> <p>環境に配慮した清掃活動に留める規定も必要だと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
2	第2条第7項	<p>空き地の定義では、住宅、事業場の用地等のいわゆる宅地を想定しているようだが、管理不全状態の土地は宅地に限らず、雑種地、山林、田畑もある。また、現に使用していない空き地に限らず、現に使用している土地でも雑草等が繁茂している土地もある。</p> <p>これらの土地についても指導、勧告及び措置命令の対象にするには、この項は不要かと思われる。</p> <p>従って、第9条、第10条の「空き地」とある箇所は単に「土地」が良い。</p>	<p>空き地については、建物が建っていない宅地又は雑種地で現に利用されていない土地を想定しています。山林、田、畑や空き家の建っている土地については、他法令の規定等によりその使用目的に応じた担当課が指導等に当たっています。</p> <p>今回の改正は、所有者等が調べにくく市に苦情が多く寄せられている空き地について、その探索機能の強化と指導等の権限を規定するものをご理解ください。</p>

3	第3条	<p>この条例の目的を達成するため、その実施において市が関係者に協力を要請するのであれば、市はお任せではなく最低限のルールを指導してから実施してもらう必要があると思います。</p> <p>特にボランティアに関しては、迷惑な押しつけボランティアが増えています。(例えば学校に草刈りボランティアとして入って勝手に除草剤を撒くとか、人の宅地の前に勝手に撒く等。ボランティアだから口出ししづらい状況がありますが、迷惑な押しつけボランティアが住民トラブルの元凶になりつつあります。)</p> <p>ボランティアと云えども行政が協力を要請して清掃活動してもらうような場合、何か問題が起きれば行政の責任が問われるのですから、ボランティアに対するルールも明記しておく必要があると思います。</p> <p>行政の指導の下(清掃活動に関連する法令等を教育)で行われなければならないことを明記しておくべきだと思います。</p>	<p>頂いた意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
4	第9条	<p>「その保有に当たって特定された利用の目的以外のために利用することができる」という文言について、曖昧な表現で、なぜこの文言が必要なのか全く理解できません。「特定された利用の目的以外の目的」とは何を示すのでしょうか。</p> <p>個人情報保護の観点から、「特定された利用の目的以外の目的」等という曖昧な表現は削除若しくは改め、具体的な利用目的を明記し、それ以外の利用は許されないという規定が必要だと思います。</p> <p>(ほか同旨1件)</p>	<p>基本的に、個人情報はある特定された利用の目的のために保有されています。「特定された利用の目的以外の目的」とは、そのある特定された利用の目的以外の目的のことをいいます。また、具体的な利用目的は、「この条例の施行に必要な限度」と限定しており、それ以外の目的外利用は許されないものです。</p>

5	第10条第2項	管理不全状態をここで（ ）書きで説明するのではなく、第2条第7項で「管理不全状態」の定義として（ ）書きの内容を記述するのが良い。	指導、勧告が可能となる空き地の状態を明記したものになるため、（ ）書での記載としていますので、ご理解ください。
6	第11条	措置命令を発しても従わないときには、さらにそのことを市長が公表する条項を追加すべきと考える。より厳しく本条例の効果を求めれば、該当者に対する罰則条項を追加してもよいと考える。瀬戸内市環境美化条例ではそのような選択を行っている。	頂いた意見は今後の参考とさせていただきます。

上記の他、案とは無関係のご意見と判断し、提出意見として扱わなかったものが1件ありました。